

令和6年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和6年6月28日作成)

1 開催日時：令和6年5月14日（火） 午後2時10分～午後2時40分

2 開催場所：船橋市役所11階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

中村順哉委員（会長）、山口定之委員（副会長）、結城康博委員、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長、高齢者福祉課長補佐、地域包括ケア推進課長

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（6名）

4 欠席者

文川和雄委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について
公開

（2）令和5年度地域包括支援センター事業報告について
公開

（3）令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
公開

（4）船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

（5）地域包括支援センター受託法人の選定について
公開

6 傍聴者数1名

7 決定事項

- (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について
(承認事項)
- (2) 令和5年度地域包括支援センター事業報告について
(報告事項)
- (3) 令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
(承認事項)
- (4) 船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
(報告事項)
- (5) 地域包括支援センター受託法人の選定について
(報告事項)

8 その他

なし

～令和6年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和6年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日、机の上に赤のインデックス2及び5の資料を配布させていただいております。

赤のインデックス2「令和5年度地域包括支援センター事業報告について」につきましては、資料を一部修正しましたので、差し替えをお願いいたします。先に郵送したものと区別がつくよう、資料番号にピンクのマーカーをしております。

赤のインデックス5の「地域包括支援センター受託法人の選定について」は、事前に郵送しておらず、本日配布した資料となりますので、ご確認をお願いします。

本日の欠席者ですが、7号委員の文川和雄委員が欠席とのご連絡いただいております。

本日の傍聴者希望者は、1名いらっしゃいます。会長、入室していただいでよろしいでしょうか。

○会長

はい。それでは傍聴者1名の入室を許可します。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっております。会長、よろしくをお願いいたします。

○会長

わかりました。

ただ今より、令和6年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

それでは議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

議題（1）「介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について」事務局から説明してください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課です。

議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。お手元の赤のインデックス1をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認をお願いしているところですが、今回も同様に承認をお願いしたい事項となっています。

これまで事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内1事業所、市外2事業所について、承認をお願いいたします。なお、事業所の詳細については資料のとおりです。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

説明については以上です。会長よろしくをお願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものといたします。

○会長

引き続き、資料の2、令和5年度地域包括支援センター事業についての報告と、令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

議題2の令和5年度地域包括支援センター事業報告についてご説明させていただきます。

資料のうち、赤のインデックス2番、1ページをご覧ください。

事前に資料を送付させていただいておりますので、主要な点を中心にご説明をさせていただきます。なお、令和5年度の決算報告につきましては、現在決算の確定作業中ですので、決算額につきましては、次回以降の報告とさせていただきます。

まず、地域包括支援センター運営協議会の実績でございます。

令和5年度は4回の対面会議及び1回の書面会議、計5回の会議を開催しております。詳細につきましては、表の方をご覧ください。

これ以降は、地域包括支援センターで行った事業報告となります。大きく3つの事業で構成されております。1. 介護予防ケアマネジメント事業、2. 包括的支援事業、3. 指定介護予防支援事業でございます。

まず、1. 介護予防ケアマネジメント事業について説明させていただきます。各地域包括支援センターでは、要支援 1、2 と認定された方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施しております。介護予防ケアマネジメントでございますが、センターで行う業務としては大きく 2 つございます。1 つが基本チェックリスト、そしてもう 1 つがケアプランの作成業務となります。

2 ページをご覧ください。(1) 基本チェックリストの実施でございます。令和 5 年度、新規受付につきましては、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを合わせて実施件数は 8 件となっております。

また、認定期間満了者についても基本チェックリストの受付を行っております。実施場所としては、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所となっております。令和 5 年度は両者合わせまして実施件数は 2 件となっております。

(2) 介護予防ケアマネジメントです。表はケアプランの作成件数となっております。令和 5 年度は市全体で 22,764 件作成しております、委託した件数が 14,354 件で委託率 63.1% という状況です。

次に、3 ページをご覧ください。(3) の地域リハビリテーション活動支援事業については記載のとおりとなります。

次に、2. 包括的支援事業についてご説明いたします。

(1) ①総合相談支援事業になります。

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、様々な相談を受付けております。地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行いました。4 ページをご覧ください。センターで対応した相談件数ですが、令和 5 年度、合計 79,031 件となっております。センター別の相談件数は表のとおりとなっております。

参考資料としまして、高齢者虐待認定件数を掲載しております。この度、ご覧いただいているインデックス 2 の資料を差し替えさせていただきましたが、修正箇所の 1 点目がこちらの令和 5 年度の通報件数になります。お送りした資料では 234 件となっておりますが、正しくは記載のとおり 233 件となります。大変失礼いたしました。なお、虐待として認定した件数は 86 件となっております。

続いて、5 ページをご覧ください。②在宅介護支援センター運営事業です。

在宅介護支援センターは、市内に 15 か所、全て民間事業者への委託により設置しております。包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っております。在宅介護支援センターで対応した相談件数としては、令和 5 年度で 17,353 件となっております。

では、続いて 6 ページをご覧ください。(2) 権利擁護事業です。

まず、①高齢者虐待防止関係となります。資料差し替えにあたっての修正箇所の 2 点目がこちらの説明文になります。表の内容と合致していなかったため修正させていただきました。失礼い

たしました。高齢者虐待防止については、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を1回そして具体的な支援方針等を確認する高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を6回、表のとおり開催しております。

次に、②成年後見制度の活用促進でございます。令和5年度の新規調査に着手した相談件数は28件となっております。

7ページをご覧ください。(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業です。

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築や地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う事業となっております。

①介護支援専門員研修事業としましては令和5年度、船橋市介護支援専門員協議会様との共催による介護支援専門員研修会、主任介護支援専門員地区研修会を表のとおり開催しております。

8ページをご覧ください。②介護支援専門員支援事業です。地域における個々の介護支援専門員の支援の一環として、各地域包括支援センターにて相談に対応している事業になります。それぞれ相談に内訳がございますが、全体で令和5年度は1,210件の相談に対応している状況です。

9ページをご覧ください。(4) 認知症総合支援事業になります。

①認知症初期集中支援チームですが、認知症の早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援を行いました。平成30年度から、5か所全ての直営地域包括支援センターに担当チームを設置し、継続した事業として、圏域ごとに対応できる支援体制を構築しております。

次に、③に飛びまして、認知症高齢者徘徊模擬訓練です。地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、地域ケア会議を主体として各地区で実行委員会を組織し、企画運営をしております。令和5年度については2地区で「認知症高齢者徘徊模擬訓練」を実施しました。

(5) 地域ケア会議推進事業です。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催しております。令和5年度においては16地区において16回の講演会を開催しました。詳細は9ページから12ページまでの表のとおりとなります。

では、続いて12ページ、②自立支援ケアマネジメント検討会議についてですが、介護予防ケアプランの自立支援強化を図り、理学療法士、作業療法士等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議を開催し、多職種の視点からケアマネジャーへの助言を行っております。本事業につきましては、リハビリテーション専門職・同行訪問事業と連動させて実施しております。開催状況については表のとおりです。

次に、(6)地域包括支援センター委託事業についてです。

こちらにつきましては、今年度6月頃に訪問調査を実施する予定であることから、次回の運営

協議会で報告をさせていただく予定です。

13 ページに移りまして、3. 指定介護予防支援事業についてご説明いたします。

資料差し替えにあたっての修正箇所の3点目がこちらの表の実績値になります。介護予防ケアプランの作成数について、宮本・本町地域包括支援センターの件数及び全対数がそれぞれ1件誤っておりましたので修正させていただきました。大変失礼いたしました。

あらためて、こちらの指定介護予防支援事業、総合事業以外のサービスを使う要支援1・2の方のケアプランを作成する事業です。令和5年度は市全体で22,916件作成しておりまして、委託した件数が15,096件で委託率65.9%という状況です。センター別の内訳については、表のとおりとなっております。

以上、令和5年度の地域包括支援センター事業報告となります。

続きまして議題3、令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明いたします。資料は赤のインデックス資料の3番をご覧ください。

資料2で説明した内容と重複する点もございますので、こちらの説明については補足が必要な事業についてご説明させていただきます。

まず、1ページ、一番下の段、②在宅介護支援センター運営事業をご覧ください。

在宅介護支援センターにつきましては、市内に15か所、包括支援センターの「協力機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

なお、本町在宅介護支援センターの運営につきましては、現在の受託法人において人材確保が難しく法人が変更になる予定です。新たな受託法人を選定するための手続きについては令和6年度中に行うことを予定しております。

2ページ、④介護者向け講習会をご覧ください。

こちらにつきましては、市内3圏域で1か所ずつ開催を予定しております。

続いて3ページ、(5)地域ケア会議推進事業の③自立支援ケアマネジメント検討会議をご覧ください。

こちらにつきましては令和4年度から、生活支援コーディネーターも助言者として参加をしており、令和6年度も引き続き生活支援コーディネーターに参加していただき、自立支援を推進してまいります。

また、検討会議、同行訪問の両事業につきましては、引き続き居宅介護支援事業所の参加も推進してまいります。

4ページをご覧ください。

こちらは地域包括支援センターの収支予算となりますが、表及び各項目の説明のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

議題3の説明については以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会をして、令和5年度の地域包括支援センター事業について、報告を受けたものとします。

また、令和6年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について、本協議会としてこれを承認するものといたします。

○会長

続きまして、資料の4番、船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

議題4の船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。赤のインデックス4番の資料です。

介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(基準省令)を、国が定めており、これに沿うような形で船橋市の条例を制定しています。

今回、令和6年度の介護報酬に係る改定とあわせて、この基準省令も改正されたため、本市も条例改正をいたしました。

地域包括支援センターに関する主な改正点は、「2. 主な改正内容」をご覧ください。

まず、「指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング」についてです。

これまで、事業者は少なくとも3ヵ月に1回、利用者宅を訪問して実施状況の把握(モニタリング)を行わなければならないとされていました。今回の改正で、そのうちの2回に1回(6カ月に1回)は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングができることとなりました。ただし、これを行うにあたっては、①利用者に文書で同意を得ること、②主治医等に利用者の状況が安定していることを確認する、などの必要があります。

次に、「重要事項の書面掲示の見直し」についてです。

事業者は、運営規程の概要等の重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとされました。こちらは、令和7年3月31日までの間、経過措置が設けられています。

次に、「身体拘束等の適正化の推進」についてです。

事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこなってはならないとされました。ま

た、身体拘束をおこなう場合は、その詳細を記録しなければならないとされました。

続いて、3. 省令準拠方式への変更についてです。

これまで、国の基準省令の条文をそのまま引き写して条例を規定する形式をとっておりましたが、今般の改正より、「条例で定める基準は、基準省令に定める基準の例による」のような規定とする「省令準拠方式」へと変更しました。これにより、本市条例の規定次項については、原則として基準省令の規定によることとなりました。

なお、現に基準省令と内容が相違している現行条例の規定については、引き続き市の独自基準として維持することとし、改正後条例にその旨を規定しました。資料4の説明については、以上です。会長、よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、当該基準条例の一部改正内容について、報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、地域包括支援センター受託法人の選定について、説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センター受託法人の選定について、本日お配りしました赤のインデックス、資料5番の2. 業務の概要をご覧ください。

従来、委託型の地域包括支援センターの受託法人を選定する際には、プロポーザル方式の公募を行っており、その後は6年ごとに再度公募を実施しております。

①前原地域包括支援センター②塚田地域包括支援センター③二和・八木が谷地域包括支援センターの3センターについては平成30年度に公募型プロポーザル方式を実施し、現在の受託法人が運営を行っております。平成30年度公募時に掲示した6年の期間が令和6年度末をもって満了いたします。そのことによりまして、改めて受託候補者を選定するものでございます。

なお、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないことから、ふさわしい受託候補者の選定をプロポーザル方式にて実施したいと考えております。また、広く事業者を募集するため、公募型にて実施いたします。

3. 参加資格をご覧ください。

参加資格は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業な

どの業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ1)～3)の要件を全て満たす法人である必要がございます。

1) 令和6年7月1日現在、法人格を有し、かつ、①～③の何れかの施設（事業所を含む）の経営又は自治体からの受託実績がある者。

2) 令和6年7月1日から契約日までに、法人またはその役員等が①～⑪の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

3) 申し込み時点における配置予定職員として、法人内職員で三職種をそれぞれ1名ずつ提示できること。

続きまして、4. 事業スケジュールをご覧ください。

今年度の事業スケジュールでございますが、6月18日に実施要領の配布を開始し、併せて、船橋市ホームページにも掲載いたします。応募期間は7月8日から8月9日、受託候補者への選定結果通知を10月初旬頃に予定しております。

なお、プロポーザルの結果を受けた受託候補者の決定については、本協議会でご承認いただく必要があります。本協議会は、毎年通常、5月・8月・1月の年間3回開催しておりますが、今年度につきましては、9月下旬に本協議会の臨時会議を開催させていただき、そこで受託候補者の決定についてお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、次回の選定でございますが、前回の募集の時と同様に、委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定となっております。以上となります。会長、よろしく願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、地域包括支援センター受託法人の選定について、報告を受けたものとします。

○会長

議題につきましては以上となりますが、その他各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○三井委員

ケアマネ協議会の三井です。

ケアマネジャーが不足していることから、プランを作成できず、介護難民が増え続けている現

状があります。市として待機者が何人くらいいるのか、実態把握や打開策など考えていることがありましたら、お願いします。

○事務局（窪田課長）

ご指摘いただいたとおり、介護保険課・地域包括支援センターの方でもケアマネジャーが見つからない、居宅介護支援事業所が見つからないなど相談を受けることが増えています。地域包括支援センターとして、ケアプランを作らないといけない要支援者についても、いくつかの地域包括支援センターで待機者が出ている状況は把握しており、一部のセンターでは30人から40人ほどの待機者がいると聞いています。ただし、市全体として要介護・要支援認定を持っている方でプラン作成ができていない待機者が何人いるか、把握できていない状況です。一方で市としても対策は講じなければならないと認識しており、現在検討を始めたところです。

○会長

医師会で受託している介護人材バンクにおいても、ケアマネジャーの全体数が少ないことから人材不足を感じているところです。

○結城委員

船橋市において、指定介護予防支援事業所の指定をとった事業所はありましたか。

○事務局（太田）

1件申請したところがあります。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

次回定例会につきましては、8月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれをもちまして、令和6年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。